

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）新旧対照表（公布日施行）

（附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

（定義）

第五条 この法律で「精神障害者」とは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）
 （附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

目次

第一章～第四章 （略）

第五章 （略）

第一節・第二節 （略）

第三節 指定医の診察及び措置入院（第二十三条～第三十二条）

三十二条

第四節 医療保護入院等（第三十三条～第三十五条）

第五節 精神病院における処遇等（第三十六条～第四十条）

四十一条

第六節 雜則（第四十一条～第四十四条）

第六章～第九章 （略）

附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相ま
 つてその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参
 加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の
 参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の
 生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努め
 ることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保
 健の向上を図ることを目的とする。

目次

第一章～第四章 （略）

第五章 （略）

第一節・第二節 （略）

第三節 指定医の診察及び措置入院（第二十三条～第三十一条）

三十一条

第四節 通院医療（第三十二条～第三十二条の四）

第五節 医療保護入院等（第三十三条～第三十五条）

第六節 精神病院における処遇等（第三十六条～第四十条）

四十一条

第七節 雜則（第四十一条～第四十四条）

第六章～第九章 （略）

附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、
 その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参
 加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の
 予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めるこ
 とによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保
 健の向上を図ることを目的とする。

精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まって、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるよう努めるとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

一 (略)

四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるよう努めるとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

一 (略)

四 第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

(通院医療)

第三十二条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所（これらに準ずるものと含む。）又は薬局であつて政令で定めるもの（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。）で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。

3 第一項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護者の申請によつて行うものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に対してもしなければならない。

4 前項の申請は、厚生労働省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならぬ。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

5 第二項の申請があつてから二年を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

6 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）

の規定によつて医療を受けることができる者及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者については、第一項の規定は、適用しない。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の医療に関し必要な事項は、政令で定める。

（費用の請求、審査及び支払）

第三十二条の二 前条第一項の医療機関等は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該医療機関等に支払わなければならぬ。

3 都道府県は、第一項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

（費用の支弁及び負担）

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

項の規定による都道府県の負担について準用する。

第四節 医療保護入院等

第五節 精神病院における処遇等

第六節 雜則

(事務の区分)

第五十一条の十四 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十
九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において
準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第
一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第三項
並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理す
ることとされている事務は、地方自治法第二条第九項第
一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第三項に
おいて「第一号法定受託事務」という。）とする。

2・3 (略)

別表 (第十九条の六の四関係)

科目	教授する者
第十八条	第一項第
第十九条	第一項に

第五節 医療保護入院等

第六節 精神病院における処遇等

第七節 雜則

(事務の区分)

第五十一条の十四 この法律（第一章から第三章まで、第
十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十
九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において
準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第
一項及び第三十一条、第五章第四節、第三十三条の四第
一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都
道府県が処理することとされている事務は、地方自治法
第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次
項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。）
とする。

2・3 (略)

別表 (第十九条の六の四関係)

科目	教授する者
第十八条	第一項第
第十九条	第一項に

(略)	(略)	概論	精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律及 する法律並 立支援法並 びに精神保 健福祉行政	精神保健及 び精神障害 者福祉に關 する法律及 する法律並 立支援法並 びに精神保 健福祉行政	四号に規 定する研 修の課程 の時間数
(略)	(略)		この法律及び障害者 自立支援法並びに精 神保健福祉行政に關 し学識経験を有する 者であること。	この法律及び障害者 自立支援法並びに精 神保健福祉行政に關 し学識経験を有する 者であること。	八時間
(略)					三時間
(略)					三時間
					規定する 研修の課 程の時間
(略)	(略)	論	精神保健及 び精神障害 者福祉に關 する法律及 する法律並 立支援法並 びに精神保 健福祉行政概	精神保健及 び精神障害 者福祉に關 する法律及 する法律並 立支援法並 びに精神保 健福祉行政概	四号に規 定する研 修の課程 の時間数
(略)	(略)		あること。 この法律及び精神保 健福祉行政に關し学 識経験を有する者で あること。	この法律及び精神保 健福祉行政に關し学 識経験を有する者で あること。	八時間
(略)					三時間
(略)					規定する 研修の課 程の時間